

第 8 4 号議案

蒲郡市児童遊園地の設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市児童遊園地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市児童遊園地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市奥林児童遊園地の移転に伴い、所要の改正を行うため提案する。



蒲郡市児童遊園地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市児童遊園地の設置及び管理に関する条例(昭和43年蒲郡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表蒲郡市奥林児童遊園地の項中「蒲郡市竹谷町神田35番4」を「蒲郡市竹谷町道泉9番1」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。